

令和4年7月吉日

租税訴訟学会会員 各位

租税訴訟学会近畿支部
支部長 清水 正 憲

租税訴訟学会近畿支部第8回判例研究会のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、租税訴訟学会近畿支部では、第8回判例研究会を下記のとおり開催致します。

日 時 令和4年8月26日（金）午後6時開場、午後6時30分開始
（午後8時30分頃終了予定）

場 所 AP大阪淀屋橋
〒541-0041 大阪市中央区北浜3-2-25 京阪淀屋橋ビル3階
（地下鉄御堂筋線・京阪電鉄「淀屋橋」駅直結）
TEL06（6204）0109
アクセスマップ：<http://www.ap-osaka.jp/info/access.html>

内 容 「 更正の請求の可否に関する考察—最判令和3年6月24日民集75巻7号3214頁を巡って— 」

発表者 原 田 裕 彦 弁護士

会 費 会員 ； 無料 未入会員 ； 5,000円

既にご案内しておりますとおり、当支部では、これまで開催してきた研修会とは別途、税務訴訟の判例等1つのテーマを取り上げ、発表者に同テーマに対する意見などを発表戴いた上で、参加者によるディスカッションによって参加者相互で同テーマの理解を深める判例研究会の開催を始めております。昨今のコロナウィルスを巡る状況を踏まえ、しばらくの間、研修会、判例研究会にかかわらず、対面での企画を見合わせておりましたが、今般、久しぶりに対面でのディスカッションによる判例研究会を開催する運びとなりました。

第8回目の判例研究会となる今回は、当支部の幹事でもある原田裕彦先生に、ご自身が代理人として活躍された案件についてご発表戴くことになりました。具体的な事案を題材にディスカッションを行うことは、皆様にとっても必ず有益なものになると考えております。奮ってご参加下さい。なお、本研修は近畿税理士会の認定研修となっておりますので、**会員の方は受講カードをご持参下さい。**

出欠のご回答につきましては、末尾の回答先宛に、次頁の回答書をファクシミリでお送り下さるか、回答書の内容を電子メールでお送り下さるようお願い申し上げます。

【回答先】幹事・事務局 弁護士 元氏 成保

(Tel 06 - 6222 - 5755 Fax 06-6281-5788 E-mail : motouji@kyoei-law.com)

以 上

回 答 書

令和 年 月 日

租税訴訟学会近畿支部幹事・事務局
弁護士 元氏 成保 宛
FAX : 06 - 6281 - 5788

租税訴訟学会近畿支部第8回判例研究会に

[出席 ・ 欠席] します。

(いずれかに○をお付け下さい。)

御氏名 _____

所属事務所等 _____

御連絡先 (電 話)
(F A X)
(E-mail)